

令和5年度第2回関市自治基本条例推進審議会 会議録

1. 日 時	令和6年2月9日(金) 開会：午後2時 閉会：午後4時			
2. 場 所	関市役所6階 第2会議室			
3. 出席委員	(◎会長、○副会長)			
	1号委員		高村 明宏	公募
			吉田 靖	公募
	2号委員		遠藤 俊三	関市自治会連合会
			伊藤 哲	関市老人クラブ連合会
			西部 道子	関市社会福祉協議会
		○	松田 一浩	関市まちづくり協議会
			大坪 眞之	関市青少年健全育成協議会
			村山 裕見子	関市地域女性の会連合会
			丹羽 智彦	関青年会議所
	3号委員	◎	菊本 舞	岐阜協立大学経済学部准教授
4. 欠席委員	2号委員		櫻井 広志	関商工会議所
5. その他の出席者	事務局		多田 和生	協働推進部長
	事務局		遠藤 真理子	市民協働課長
	事務局		寺町 知宏	市民協働課課長補佐
	事務局		長尾 伸也	市民協働課課長補佐
	事務局		高濱 悠樹	市民協働課主査
6. 傍聴者	なし			
(午後2時 開会)				
司会	はじめの言葉			
会長	あいさつ 自治基本条例が出来てちょうど10年目に 条例制定時は各自治体での制定がピークの時期、今は下火 ほかの自治体も条例見直しの時期に			
司会	※新委員、新事務局職員紹介			
部長	※あいさつ			
司会	それでは、次第に従い、、、審議会の進行を会長にお願いします。			
議長(会長)	資料確認を事務局からお願いします。			
事務局	※資料確認			
議長	事務局から説明を、、、			
事務局	※報告事項説明			
会長	報告事項について、意見・質問はありますか。			
委員	資料3について、地域別の回答に温度差がある。アンケートは世帯別か、人数はどうか。			
事務局	ランダムに選んだ3000人に送付。世帯別ではない。そのうちの1297人が回答。			
	回収状況について、年代別、性別はわかるか。			
事務局	クロス集計が出来ているかは確認してお知らせする。			

	属性という意味であれば、全体数にはなるが、年代別で回収率は取れている。
副会長	ほぼ投票率と同じようだ。
会長	年代別の人口割合での配布を行っているように思われる。
事務局	おそらくそうである。
会長	全体数であれば配布割合と回収率は同時に考えなければならない。
会長	みらプロの件だが、いまは、市民活動センター・関ビズ両方に訊いても同じような活動ができるのか？
事務局	分からない。
会長	関ビズに関しては、本来はビジネスなのでちょっとニュアンスが異なると思われる。そこを考えると市民活動センターでは、みらプロの活動の承継がなされているべきである。
事務局	市民活動センターでは、今も同じようなことは行っている。
副会長	市民活動センターは機能としては持っているが、周知はされていない。周りがどのように使っていていいかわからないというのはある。
会長	周知が大切ですね。みらプロの良さが消えないようにしなければならない。
副会長	アンケートが複雑でやりにくいと聞いた。もう少し簡単にしてみても。アンケートでのまちづくりの定義を教えてください。
事務局	結果報告書にて、満足について感じることは違うとは思いますが、端から端まで聞こうとするとやはり設問数が多くなる。回収率については、世間一般的なアンケート回収率としては妥当な割合である。今後はスマートフォンを利用したりなど、考えていく必要はあると思う。
会長	では、審議事項について、事務局の方から。
事務局	※審議事項説明（周知について）
会長	HP、広報、その他の啓発活動をするとは伺ったが、具体例の提案などを含め何かご意見は？
委員	HP以外のインターネットアプリケーションの利用については？
事務局	検討していく。
委員	HPは自主的に見るものとなるので、興味がない人向けではない。興味がない人向けに視覚的にわかりやすいものが必要では。
事務局	こちらから市民の方へのアプローチ方法を考えていかなければならない。
委員	岐阜県のエコアクションなどの例がある。興味を持たせるために利益になるような仕掛けもありかと。
事務局	まずは知ってもらえるようにライトなものから始めていけたら。
委員	キャラクターを作ってみては。
副会長	この条例があることによって、市民や市政にどのような効果があったか、それを周知することも大事では。前にも言ったが、急いでこの条例自体を作ったように見える。
事務局	振り返りは確かにできていない。この条例があることにより出来た部分、出来なかった部分は確かめる必要がある。
委員	アンケートで9割が条例を知らないと出ているので、まずは、本当に周知から始めるべきだと考える。
事務局	この条例自体を知らない人でも、地域委員会などの個別の内容については、知っている人が多いと思う。その一歩先で条例を知ってもらい、条例の中身を理解してもらいとよいので、手順を踏んで周知していくことが大切。
会長	条例がどのような意味・意義を持っているかは議論の対象となる。具体的なものを入れ込ん

	<p>でいくことによって使える条例にするという意見がある一方で、実効性を伴うものは条例に入れずに、規則等で取り扱っていくという自治体もある。議論の種になるような条例の使い方が大切。この条例を通じて、市民が協働し育っていく、そのような方法も大切である。</p>
事務局	<p>条例を知ってもらうことで、何かに気付いて行動に移してもらうことは確かに大切である。一方、担当者レベルでは、条例を具体的にどのように周知すればよいか、よいアイデアが浮かばず苦慮しており、多様な意見をいただきたい。</p>
会長	<p>周知に関して、何かありますか？</p>
副会長	<p>当時の設計についても確かに焦っていたとしか見えないかもしれない。その理由については、具体的な条項を入れ込んだことが原因ではないかと思われる。 HP については、他の関連リンクがあると良いのではないか。最初に見に行かせることももちろん大切だが、深掘りも大事。 背骨、屋台骨のような存在として力を入れていってほしい。</p>
会長	<p>実は何年前かに事務局に話したことがある。他条例との体系図を作ることで足りないものなどが分かる。 山口市では逐条解説のようなものを作成しているので参考にしていただけるとよい。</p>
事務局	<p>条例は、2年かけて作っている。理念条例であるが、市独自の条例を作ってきた。しかし、委員さんも言っていたように、具体例が入ることによる問題も顕在化してきたので、見直しの時期であると考えている。見直し後の条例も周知していきたい。</p>
委員	<p>法令の体系図は都市計画のもの（A3）を参考にしていれば。 最初の審議会にも参加したが、バタバタしたのは確か。 今後は、エンゲージメント、ウェルビーイングなどを考えていかなければならないが、それらをこの条例の検証、見直しで行っていくべきだ。</p>
会長	<p>見直しの議論も含めながら、周知を行っていくべきである。</p>
副会長	<p>作成当時は調べた限り広報で1回やっただけだと思う。出来上がりだけではなく、ストーリーを作り、議論過程も含めて周知していくべきではないかと思う。繋がっているところから進めていくべきかなと私は思っている。 2年は、独自性を出すのであれば、短い方だと思っている。</p>
会長	<p>その他に意見はありますか。</p>
委員	<p>市が条例の見直しを本当に必要だと考えているのであれば、市長が諮問をするべきである。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり。本来は、提言ではなく市長から諮問をさせていただくべきであるが、前回の審議会で、提言の形で進めていく旨の話があった。また、条文の見直しを言う前に、周知や検証の議論が必要だという話があった。条文の見直しの前に検証が必要であることは確か。</p>
事務局	<p>まずは、審議会で検証及び議論をしていただく。まとめ次第、市長に提言していく。</p>
会長	<p>見直しがあつてからの周知と言われていたが、そのようであれば、周知に関しては、見直しと別枠で考えていただいた方がいい。</p>
会長	<p>では次の事項について、検証及び見直しについて願います。</p>
事務局	<p>※審議事項説明（検証及び見直しについて）</p>
会長	<p>このことに対して意見などはありますか。</p>
委員	<p>検証をするための条文を作ることは問題ないと思う。 人口が増えている市は、5年と短く設定している気がする。田舎については長め10年になっているような。個人的には関市は5年と短めに設定してほしい。フューチャーデザイン的な</p>

	要素を取り入れて作ってほしい。
事務局	社会情勢等という言葉が、他の条例には多い。どういう意図をもって検証するかが大事である。
委員	条例は見直しをする前提で進めるのか。見直しをしたいのは、市の思惑だけではないのか。条例内の行政という言葉の使い方がおかしいのではないか。また、地域委員会の規定はあるが、自治会の規定がない。
事務局	そのような意見を含め、条例の見直しの必要性を検証していきたい。
会長	条例の見直しというが、条例の運用状況などそれ以外の点も検証の中に入っているのではないか。ここでいう検証とは何か。
事務局	おっしゃるとおり。条例の見直しだけではなく、解釈の問題や、条例の運用状況を確認するための指標なども検証に含まれる。そのほか、そもそも条例上抜けているルールや新たな課題があるのかも含め、検証を行ってほしい。
会長	見直し期間についての意見が出ているが、それはどうするか。 また、検証の中身と条例の見直し、両方共の意見が出ているが、これはどうするか。
事務局	両方とも意見していただいて構わない。
副会長	議論していくために条例内に具体例があると思うのだがどうだろうか。市民に幅広く知らせることができる自治基本条例であってほしい。住民説明会をして回るぐらいの周知が必要に感じる。
事務局	見直しを市の思惑で進めるつもりはない。市民あつての自治基本条例なので、丁寧に進めていくことが大事である。少なくとも自治基本条例においては、そのように進めていくべきである。
委員	制定の議論時に、自治会等の規定については、そもそも理念条例なので、入れないこととしていたと思う。当時は、大きくぼんやりとしていたところをはっきりとしていく話し合いだったと思う。1条につき30分の議論とおっしゃったが、ゼロベースで進めていたわけではない。行政側が十分に作ったものをベースで見直しを行っていた。今回も、行政側からの具体的な提案を審議していくべきではないのか。
事務局	そのように考えている。また、今回、条例の見直しをするというルールについて、期限を設けるか否かを含め、委員のみなさんに検討してもらいたい。
事務局	補足の話だが、諮問については、市が意図的に検証についての諮問を言いたくないと、いつまでもたっても検証について触れられないという状況は良くないと思って、審議会からの提言とさせてもらったが、今回の話を受けて、諮問すべきだということであれば、今後は諮問させていただく。
委員	今までに諮問はしていたか。
事務局	今まで諮問はしていないが、ルール上よろしくないなので、これからは諮問をする。
委員	それであれば、検証は期間を定めた方がいい。
会長	ここで話し合うべきは、検証の項目とあわせて、規定において早急に見直しに関する年限を定めたいという理解でよろしいか。
事務局	条例の検証を作るべきか、検証はどのように進めていくべきかの2点。総点検。 まず、検証はするべきかどうかを伺いたい。
会長	随時必要に応じてするというところに現在なっているが、どうだろうか。ご意見ある方は。
委員	社会情勢の変化を考えれば5年が妥当かと思う。
委員	見直しの規定を入れればよい、期間は5年がいいと思う。

委員	私も5年以内。以内であれば何回でもいいので。
副会長	総合計画の1年前などどこかに合わせたスパンが良いと思う。市長の委任規定に関しては、残しておいた方が良いと思われる。
委員	10年はやはり長いので5年ぐらいがやはり妥当では。
委員	検証は必要。5年が妥当。
委員	私もそう思う。
会長	それでは、社会情勢のことも含めて「検証あり、5年」という形で審議会の意見とさせていただきたい。
事務局	それでは、これを含め次回、改めて諮問という形でよろしいか。
会長	検証の年数の規定の件は、申し合わせでいいのでは。 条文の見直しは別に議論し、まずは検証作業と、内規的な申し合わせを行っていくことが妥当かと。
事務局	承知しました。
会長	それでは、これにてすべての審議事項が完了しました。
司会	あいさつ
	閉会
(午後4時10分 閉会)	